

## くるめシンボルロード整備基本構想

～「魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊」を目指して～

平成25年11月

久留米市

## 1. くるめシンボルロード整備基本構想の概要

目 次	
1.	くるめシンボルロード整備基本構想の概要 . . . . . 1
2.	くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプト . . . . . 3
3.	重点目標及び目標実現のための取り組み . . . . . 4
4.	短期重点整備事業 . . . . . 11
5.	くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組み . . . . . 14
6.	構想の実現に向けて . . . . . 15

### 1. くるめシンボルロード整備基本構想の概要

#### (1) 策定の背景と目的

**歩いて暮らせるまちを実現するため、中心市街地の骨格となる通りの更なる機能向上が必要です。**

JR久留米駅から西鉄久留米駅までの通りは、多くの市民が往来するとともに、本市の玄関口であるJR久留米駅、西鉄久留米駅から来街者を迎え入れる本市の代表となる通りであります。また、本市では、平成23年3月に九州新幹線久留米駅が開業し、さらに（仮称）総合都市プラザ整備事業が進行中であり、より一層まちなかの賑わいや交流人口の増加が期待されています。

そのような中、都市づくり全般の基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」において、中心拠点は、「歩いて暮らせるまち」「誰もが訪れたい賑わいあるまち」を目指しており、中心市街地の骨格となる通りでは、「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」などの更なる機能向上を図っていく必要があります。

**JR久留米駅から西鉄久留米駅までの通りを「くるめシンボルロード」として計画的な整備を図ります。**

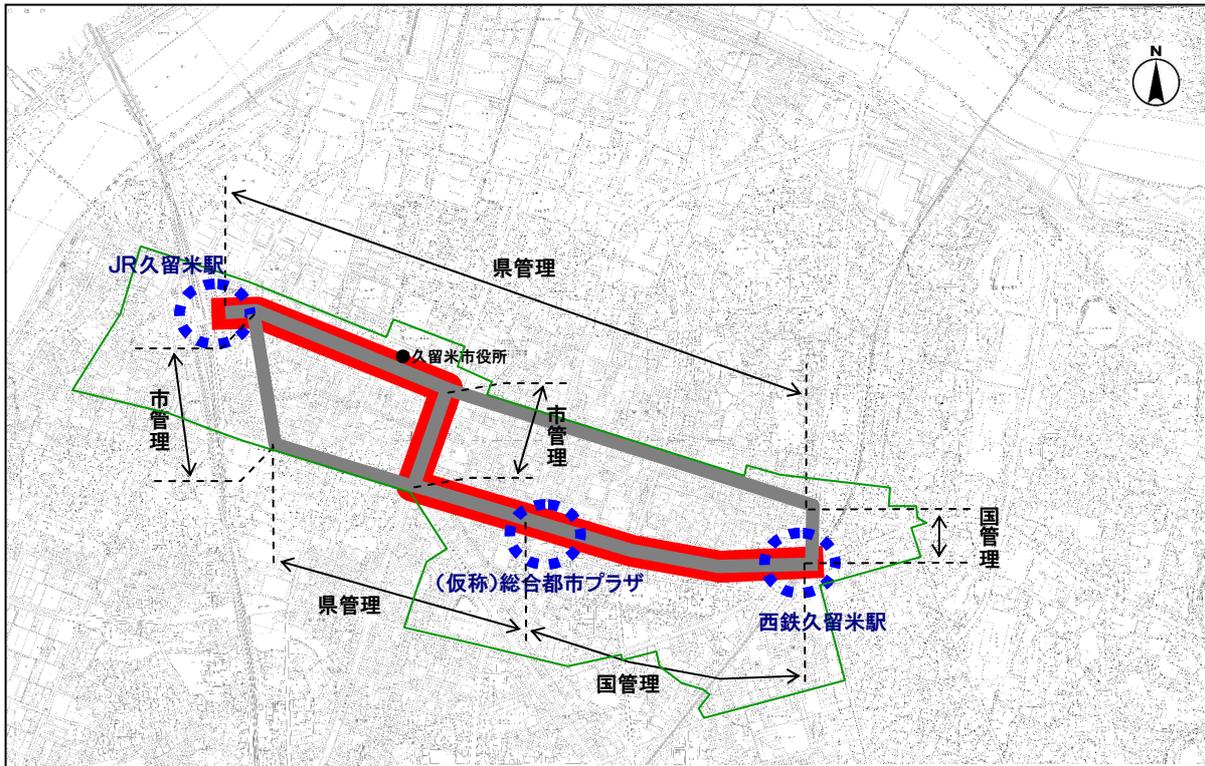
くるめシンボルロード整備基本構想では、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの通りを「くるめシンボルロード」として、来街者が楽しみながら安全・快適に回遊できるよう、計画的な修景整備や交通施設整備を実施していくため、整備目標や整備のあり方を示すとともに、構想の実現に向けて重点的に実施する事業を示し、計画的かつ着実な事業促進を図るために策定するものです。

## (2)対象区間

本市における2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅及び（仮称）総合都市プラザを結ぶ、中心市街地における人の流れの中心となる通りを「都市交通軸」とします。

更に、都市交通軸において、中心市街地の骨格となり、本市の顔となる通りを「くるめシンボルロード」とします。くるめシンボルロードは、JR久留米駅から市役所・商工会館までの昭和通り、西鉄久留米駅から本町までの業務・商業機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りで構成します。

本整備構想においては、「くるめシンボルロード」と「都市交通軸」における整備の方向性を定めます。



凡例

	くるめシンボルロード
	都市交通軸
	中心市街地の区域

図 くるめシンボルロード整備基本構想の対象区間

## (3)目標年次

基本構想の目標年次は、概ね10年後の平成35年度とします。また、（仮称）総合都市プラザの開業に併せて実施することが望ましい事業を短期重点整備事業とします。

	H25	H30	H35
基本構想			
短期重点整備事業			

## 2. くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプト

### 基本コンセプト

#### 「魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊」

中心市街地においては、九州新幹線開業や（仮称）総合都市プラザの開業に伴う来街者の増加が期待される中で、超高齢社会に対応した誰もが移動しやすい交通環境の形成や県南地域の中心都市にふさわしい魅力と活力ある都市空間の形成を行っていくことが必要です。

また、久留米市都市計画マスタープランで示した「歩いて暮らせるまち」「誰もが訪れたいまち」の実現に向けて「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」などの更なる機能向上を図るとともに、（仮称）総合都市プラザへ向かう来訪者が期待感を高めながらアクセスできる仕掛けづくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、くるめシンボルロードでは、『魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊』を基本コンセプトとし、くるめらしい魅力と賑わいにあふれ、人にやさしく誰もが移動しやすい、緑と文化を身近に感じることのできる通りの形成を目指していきます。

#### 「くるめらしさ」について

久留米には、「水と緑と花」「食」「芸術」「ものづくり」「健康・医療」などの様々な魅力ある資源がある中で、本基本構想における通りの中で表現する「くるめらしさ」は、その中でも本市を象徴する「緑」と「文化」として捉え、整備を図ります。

**「緑」**：本市は、筑後川や耳納連山をはじめとした豊かな自然を有したまちであります。そのため、本市の豊かな自然を象徴する「緑」をくるめらしさとして捉えます。

**「文化」**：本市は、多くの芸術家を輩出し、石橋文化センターや（仮称）総合都市プラザなどの芸術と触れ合える施設を有するとともに、久留米絃などの伝統産業が継承されてきたまちであります。そのため、本市の芸術や伝統産業を象徴する「文化」をくるめらしさとして捉えます。

### 3. 重点目標及び目標実現のための取り組み

#### (1)重点目標及び目標実現に向けた主要事業

くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプトの実現に向け、平成25年度から平成35年度の概ね10年間の計画期間とし、以下に示すとおり4つの重点目標と重点目標を実現していくための主要事業を定め、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業を促進します。

#### 重点目標①:誰もが安全に移動できる通りの形成

超高齢社会の到来や九州新幹線久留米駅及び（仮称）総合都市プラザの開業に伴う来街者の増加が予測される中、高齢者をはじめとした誰もが安全にまちなかの主要な目的地まで移動できるようにすることが必要です。

また、明治通りでは、車線の食い違いにより、自動車の安全で円滑な走行が妨げられており、安全に自動車が走行できる自動車走行レーンの改善が必要です。

そのため、自転車と歩行者の混在解消、及び迷惑駐輪対策、歩道の段差の解消、自動車走行レーンの改善などにより、道路空間の安全性向上を図ります。

#### 【主要事業】

##### ①ー1 自転車利用環境整備事業

事業概要	
<p>中心市街地の移動における歩行者の安全性を向上させるとともに、自転車の走行環境の改善を図るため、自転車と歩行者の移動空間を分離させる「自転車走行空間の整備」を行います。</p> <p>また、歩道上の迷惑駐輪を防止するとともに都市景観の向上を図るため、「まちなか駐輪場の整備」を行います。</p>	
【事業イメージ】	
 <p>自転車道の整備イメージ (名古屋事例)</p>	 <p>自転車走行環境の整備イメージ (福岡事例)</p>

### 3. 重点目標及び目標実現のための取り組み

#### ①-2 バリアフリー整備事業

事業概要	
高齢者をはじめ誰もが安全・円滑に通行できる歩行者空間の確保を図るため、「歩道のバリアフリー整備」を行います。	
【事業イメージ】	
	
歩道の段差解消イメージ (明治通り事例)	歩道の段差解消イメージ (京都市事例)

#### ①-3 自動車走行レーン改善事業

事業概要	
明治通りにおける右折専用車線のある交差点での車線の食い違いを解消し、自動車の走行における安全を確保するとともに路線バスの安全で円滑な運行を図るため、明治通りの自動車走行レーンの改善を行います。なお、自動車走行レーンの改善を行う際に道路空間の再配分を検討する場合には、自転車走行空間の整備や荷捌き施設、緑化整備と併せて検討を図ります。	
【事業イメージ】	
	
自動車走行レーンの改善イメージ (明治通り事例)	

**重点目標②: 快適で便利に移動できる通りの形成**

まちなかでは、歩いて暮らせるまちを目指していくため、JR久留米駅と西鉄久留米駅の2つの交通拠点から公共交通や徒歩により快適で便利に移動できるような環境整備が必要です。

そのため、路線バスなどの公共交通における利用環境の向上や、歩行者が憩える休憩スペースの確保などにより、中心市街地における交通環境の快適性向上を図ります。

**【主要事業】**

**②-1 公共交通利用環境整備事業**

事業概要		
<p>路線バスのバス待ちの快適性を向上させるとともに都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るため、利用者の多い主要なバス停に上屋、ベンチ等を設置する「バス停の高規格化整備」を行います。整備にあたっては、景観に配慮した統一感のあるデザインや強い雨風に対応した仕様を検討します。</p> <p>また、路線バス等の安全な乗降を図るための「バスベイ等の整備」を行うとともに、路線バスの円滑な走行を図るための「バス専用レーンの拡充」に向けた取り組みを進めます。</p>		
【事業イメージ】		
		
バス停の高規格化イメージ (横浜市事例)	バスベイの整備イメージ (国道3号事例)	バス専用レーンの拡充イメージ (明治通り事例)

**②-2 休憩施設整備事業**

事業概要	
<p>歩行者が、休みながら移動できる休憩の場として、高齢者をはじめとした誰もが快適に移動できる区間毎にベンチ等の「休憩施設整備」を行います。</p>	
【事業イメージ】	
	
休憩施設の整備イメージ(JR久留米駅)	休憩施設の整備イメージ(福岡市事例)

### 3. 重点目標及び目標実現のための取り組み

#### 重点目標③:くるめらしい魅力と品格ある通りの形成

くるめシンボルロードは、本市の顔となる通りとして、くるめらしさを感じることできる魅力と品格を備えた通りとしていくことが必要です。

そのため、くるめらしさの「緑」を街路樹などによる緑陰の創出や花木の景観の演出により表現し、くるめらしさの「文化」を公共施設整備に併せた絵画等の活用や伝統産業である久留米絣模様の活用等により表現し、くるめらしい魅力ある通りとしていきます。

また、シンボルロードとして、一体性のある魅力的な道路施設等の修景整備改善により、品格ある通りの形成を図ります。

#### 【主要事業】

##### ③-1 緑化整備事業

#### 事業概要

本市の豊かな自然を象徴する緑豊かな並木の形成及び憩いの場となる緑陰の創出を図るため、街路樹の植樹やパーゴラの整備などの「緑化整備」を行うとともに、街路樹の剪定などの適正な維持管理を行い、良好な緑陰の創出を図ります。

また、新たな公共施設の整備や市街地再開発等による道路沿いのセミパブリック空間において、街路樹の植樹等による緑化整備を行い、道路と一体となった緑陰の創出を図ります。緑陰の創出に併せて、花植えや久留米つつじの植樹などによる四季を感じる良好な景観形成に向けた取り組みも進めます。

#### 【事業イメージ】



街路樹による緑陰創出イメージ  
(仙台市事例)



セミパブリック空間の緑化イメージ  
(京都市事例)



つつじの植樹イメージ  
(三本松通り事例)

③-2 アート空間整備事業

事業概要	
<p>本市を象徴する芸術・文化を身近に感じることができる空間の形成を図るため、「アート空間整備」を行います。</p>	
<p>【事業イメージ】</p>	
	
<p>公共施設整備での格子模様の活用イメージ (JR久留米駅事例)</p>	<p>公共施設整備に併せた絵画の活用イメージ (JR久留米駅事例)</p>

③-3 修景整備改善事業

事業概要
<p>県南の中核都市に相応しい品格ある通りの形成を図るため、歩道の舗装のデザインや道路施設等の色彩等についてデザイン統一化を図る「修景整備改善」を行います。修景整備改善は、舗装や街路灯などの維持補修時等において適宜実施を図ります。</p> <p>また、修景整備を実施する際に、維持管理時などにおける段階的な整備においても着実な事業実施を図るとともに各管理者の連携を高めるため、景観法に基づく景観重要公共施設の指定に向けた取り組みを進めます。</p>
<p>景観重要公共施設（景観法第8条第2項第5号口関係）</p> <p>景観計画に第8条第2項第5号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない。（景観法第47条）</p>
<p>【事業イメージ】</p>

<p>デザインや色彩を統一した施設整備イメージ（京都市事例）</p>

### 3. 重点目標及び目標実現のための取り組み

#### 重点目標④:賑わいを感じられる通りの形成

くるめシンボルロードは、中心市街地の主軸に相応しい賑わいあふれる通りとしていくことが必要です。

そのため、通りを訪れた人々が楽しみ、賑わいを感じることの出来る施設整備を行い、賑わいを感じられる通りの形成を図ります。

#### 【主要事業】

##### ④-1 賑わい施設整備事業

事業概要	
まちなかの賑わいを創出し、人々が楽しみながら回遊できる通りの形成を図るため、夜間景観を演出する「夜間照明の整備」や賑わい空間を演出する「フラッグ設置箇所整備」を行います。	
【事業イメージ】 	【事業イメージ】 
夜間照明の整備イメージ (鹿児島市事例)	フラッグ設置箇所の整備イメージ (福岡市事例)

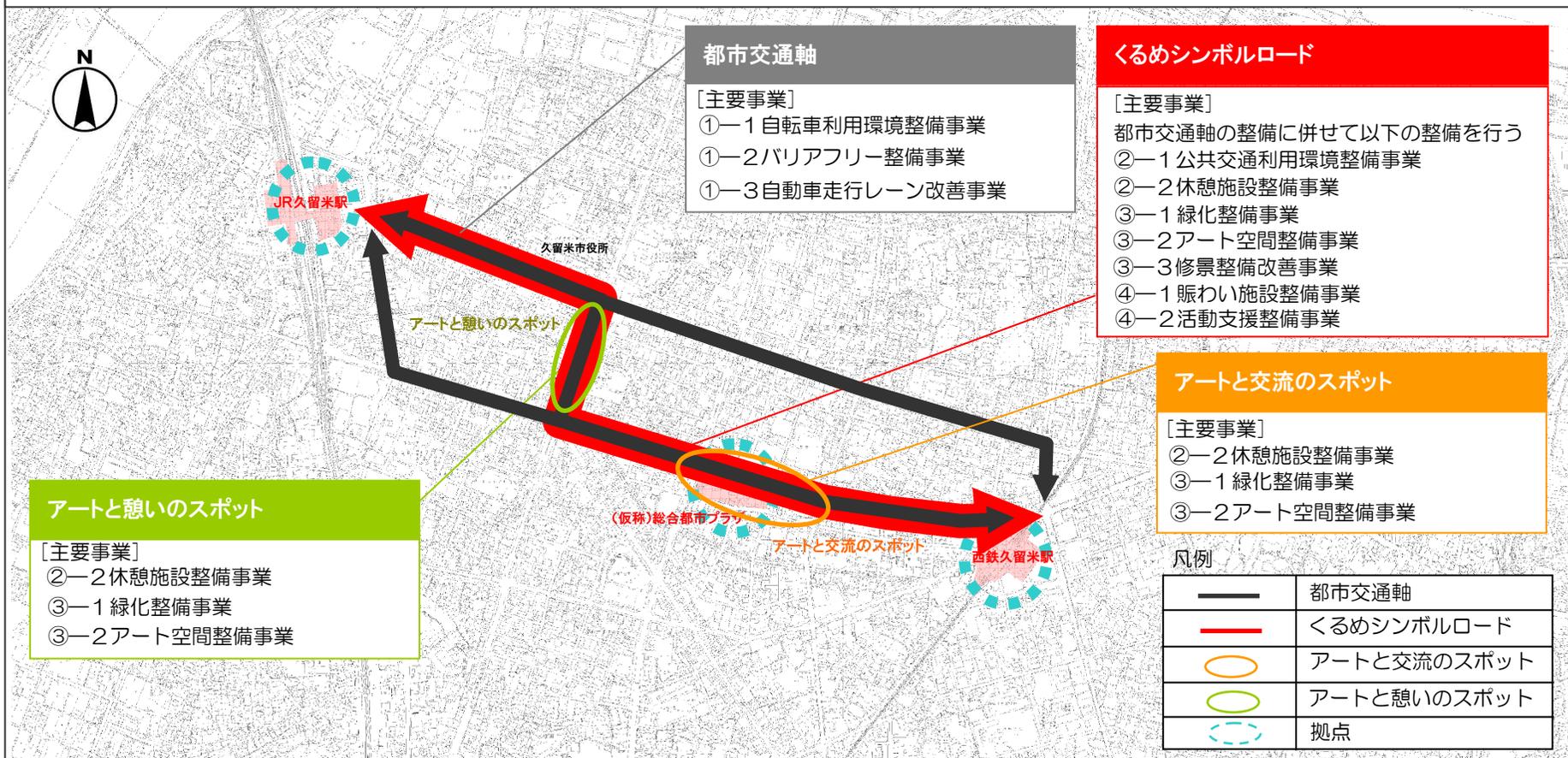
##### ④-2 活動支援整備事業

事業概要	
中心市街地の賑わい・交流の促進を図るため、十分な歩行空間を確保できる箇所においては、沿道空間と一体的にオープンカフェやストリートコンサートなどのイベント等を実施できるように「活動支援整備」を行います。	
【事業イメージ】 	【事業イメージ】 
沿道空間を活用したオープンカフェイメージ (東京都事例)	沿道空間を活用したイベントの開催イメージ (街なかプチコンサート)

## (2) 将来整備計画

### 《将来整備計画の考え方》

- 都市交通軸においては、中心市街地における人の流れの中心となる通りとして、安全な移動を確保できる施設整備を図る。
- くるめシンボルロードにおいては、中心市街地の骨格となる通りとして、安全・快適な移動空間の整備や潤いと品格ある通りの魅力を向上させる修景整備を図る。
- くるめシンボルロードを移動する人々が楽しみながら快適に回遊できるように、緑とアートに囲まれたまちなかの憩いの場となる「アートと憩いのスポット」とアートを感じながら人々が集い、交流できる場となる「アートと交流のスポット」の2つのスポット整備を図る。



## 4. 短期重点整備事業

「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」の更なる機能向上を効果・効率的に実施していくため、(仮称)総合都市プラザの開業に併せて事業を実施又は開始し、効果を発揮することが望ましい主な事業を短期重点整備事業として定め、関係機関と連携し、事業促進を図っていきます。なお、各短期重点整備事業の実施にあたっては、実施主体と関係機関が十分な協議・調整を図り、連携・協力しながら進めるものとします。

### (1)都市交通軸における短期重点整備事業

都市交通軸においては、来街された歩行者の安全を確保していくため、自転車と歩行者の接触事故を予防するための自転車走行空間の整備及びバリアフリー整備が未整備であるけやき通り等のバリアフリー整備を優先して実施していきます。

また、自動車の走行の安全を確保していくため、明治通りの自動車走行レーンの改善を優先して実施していきます。

なお、事業の実施にあたっては、現状の利用状況を踏まえ検討を図ります。

#### (1)ー1 自転車走行空間の整備

##### 整備概要

歩行者の安全性の向上を図るとともに自転車の走行環境の改善を図るため、JR久留米駅から西鉄久留米駅間において、歩行者と自転車の移動空間の分離をする、自転車走行空間の整備を行います。なお、自転車走行空間の整備を実施する際には、まちなか駐輪場の整備も併せて実施を図ります。

#### (1)ー2 バリアフリー整備

##### 整備概要

自転車走行空間の整備に併せて、歩道の段差解消が未整備区間(けやき通り)におけるバリアフリー整備を行います。

また、くるめシンボルロードの区間においては、自転車走行空間の整備に併せて更なるバリアフリー整備の検討を図ります。

#### (1)ー3 明治通りの自動車走行レーンの改善

##### 整備概要

路線バスの安全で円滑な運行を図るとともに、自動車の走行における安全を確保するため、右折専用車線のある交差点での車線の食い違いを解消する、明治通りの自動車走行レーンの改善を行います。なお、自動車走行レーンの改善を検討する際には、自転車走行空間の整備と併せて検討するとともに、緑陰の創出や荷捌き箇所の確保を踏まえ検討を図ります。

## (2)くるめシンボルロードにおける短期重点整備事業

くるめシンボルロードにおいては、JR久留米駅や西鉄久留米駅から公共交通等を利用して（仮称）総合都市プラザ等へ移動する際の快適性を向上させるため、（仮称）総合都市プラザ前のバス停の高規格化、バスベイ等の整備を優先して実施していきます。

また、賑わいと品格ある通りの形成を図るため、JR久留米駅から（仮称）総合都市プラザまでのフラッグ設置箇所の整備を行うとともに道路施設等の統一デザインの策定についても取り組みを進めます。

### (2)ー1 バス停の高規格化

整備概要
（仮称）総合都市プラザの開業に伴い利用者の増加が予測される六ツ門バス停及び日吉町バス停において、利用者の快適性及び都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るため、景観に配慮した上屋やベンチ等並びにバスナビ等を設置するバス停の高規格化を行います。

### (2)ー2 バスベイ等の整備

整備概要
（仮称）総合都市プラザに訪れた方等の路線バス等の安全な乗降を図るため、（仮称）総合都市プラザ周辺においてバスベイ等の整備を行います。

### (2)ー3 フラッグ設置箇所の整備

整備概要
JR久留米駅から（仮称）総合都市プラザまでの賑わいの創出を図るため、フラッグ設置箇所の整備を行います。

### (2)ー4 道路施設等の統一デザインの検討

整備概要
歩道の舗装のデザインや道路施設等の色彩等における統一化を図るため、くるめシンボルロードにおける道路施設等の統一デザインの策定に向けた取り組みを進めます。

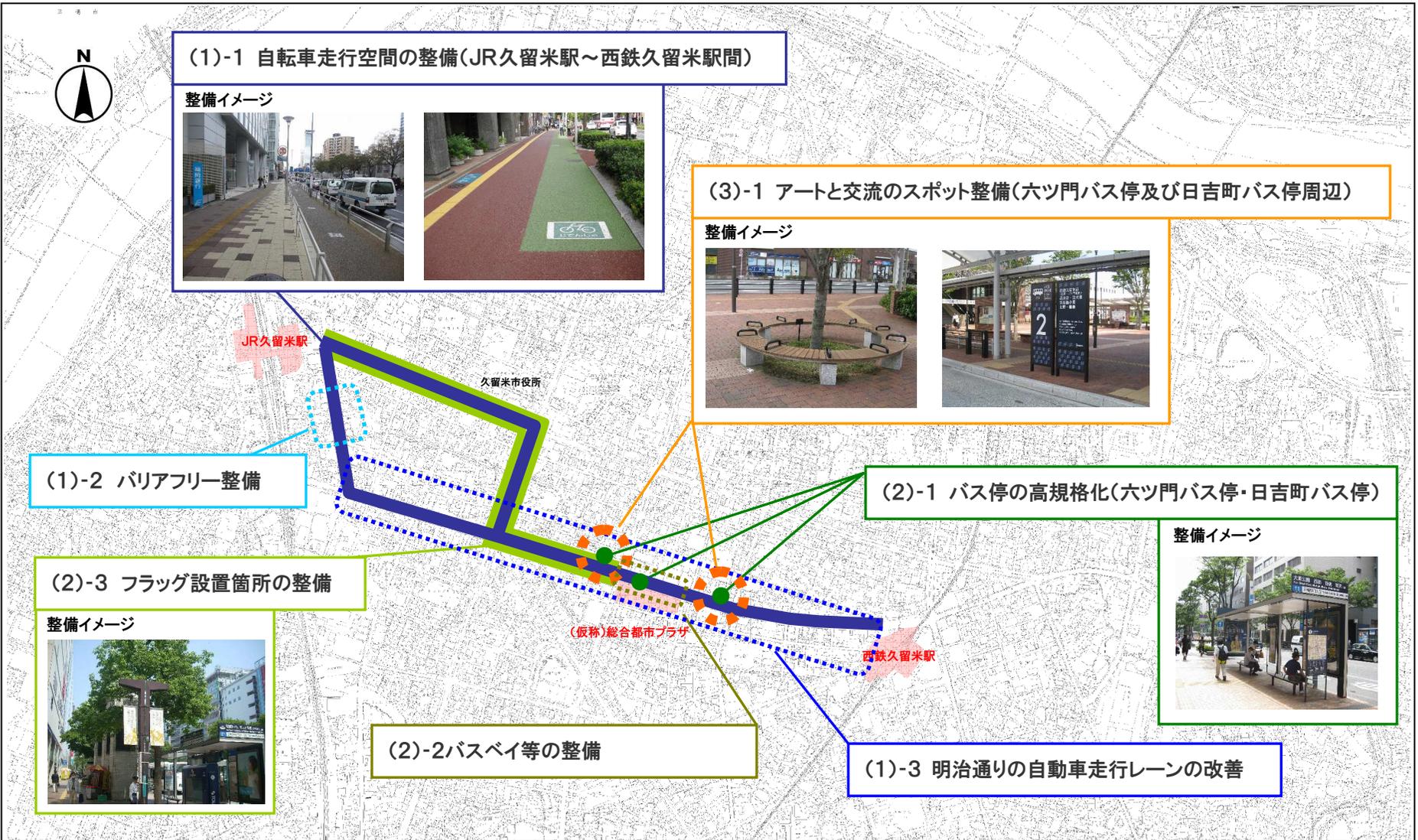
## (3)スポットにおける短期重点整備事業

スポットにおいては、（仮称）総合都市プラザ周辺の快適な空間整備を図るため、「アートと交流のスポット」を優先して整備を行います。

### (3)ー1 アートと交流のスポット整備

整備概要
アートと交流のスポットでは、（仮称）総合都市プラザと一体となり、アートを感じながら人々が集い、交流できる場を創出していくため、人々が集うバス停周辺において、ベンチ等の休憩施設の整備及び緑化整備、アート空間整備を一体的な空間の中で連携して行います。

# 短期重点整備事業



## 5. くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組み

くるめシンボルロード整備に併せて、「沿道景観形成」「市民協働」「回遊性向上」の3つの視点の取り組みを、くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組みとして事業促進を図ります。

### (1) 魅力と品格ある沿道景観の形成

景観法や都市計画法、屋外広告物法、市街地再開発事業などの制度を活用し、くるめシンボルロード沿道の建築物等や屋外広告物における規制・誘導を図り、くるめシンボルロード整備と連携して魅力と品格ある沿道景観の形成を促進します。

#### 【沿道景観形成のイメージ】



民地内の緑化イメージ  
(東京都事例)



沿道の建築物のセットバック  
イメージ (名古屋事例)



屋外広告物の集約化イメージ  
(東京都事例)

### (2) 市民協働によるまちづくりの推進

より一層の市民の方がまちづくりに参加しやすくなるような既存制度等の拡充や道路及び沿道空間を活用したイベントなどのまちづくり活動を促進できる仕組みづくりの構築に向けた取り組みを進めていきます。

#### 【くるめシンボルロードにおける市民協働の活動事例】



道路の緑化活動イメージ  
(くるめ花街道サポーター)



道路の美化活動イメージ  
(くるめクリーンパートナー)



道路を活用した祭事イメージ  
(水の祭典・久留米まつり)

### (3) くるめシンボルロード周辺における回遊性の向上

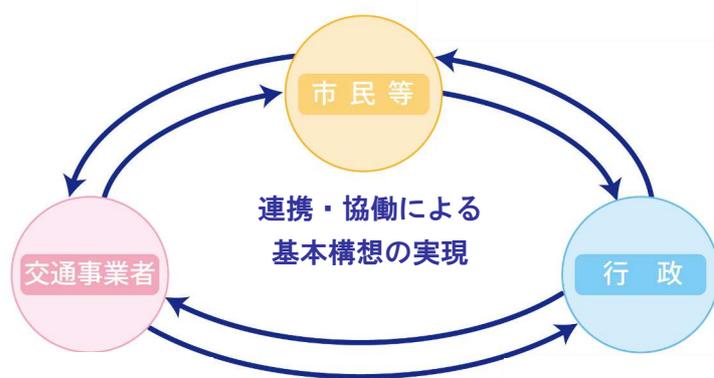
くるめシンボルロード周辺の様々な資源を繋ぎ、回遊性を高めるため、回遊軸を設定し、案内サインの充実や地域特性を活かした個性と魅力を創出するプロムナード整備並びに安全な移動を確保できる施設整備を行います。

## 6. 構想の実現に向けて

### (1)まちづくり協議会の設置

くるめシンボルロード整備基本構想の主要事業や関連する取り組みの実現に向けて、市民等、交通事業者、行政が協働のもと、ハード、ソフトの様々な事業について計画的かつ着実な事業推進を図るため「(仮称)くるめシンボルロード形成まちづくり協議会」の設置に向けた取り組みを進めます。

(仮称)くるめシンボルロード形成まちづくり協議会においては、主に「主要事業や短期重点整備事業の進捗管理」、「くるめシンボルロード沿道の景観形成におけるルールづくりの検討」、「市民参加やイベント実施の仕組みづくりの検討」を行ってまいります。



#### ■お問合せ先

久留米市 都市建設部 交通政策課 TEL0942-30-9092

都市建設部 都市デザイン課 TEL0942-30-9083

〒830-8520 久留米市城南町15番地3